

設置の趣旨等を記載した書類
(目次)

1	設置の趣旨及び必要性	P.2
2	(修士課程の設置の場合) 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。	P.6
3	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	P.6
4	教育課程の編成の考え方及び特色	P.6
5	教員組織の編成の考え方及び特色	P.9
6	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	P.12
7	特定の課題についての研究成果の審査を行う場合	P.21
8	教育課程連携協議会について	P.21
9	施設、設備等の整備計画	P.22
10	基礎となる学部(又は修士課程)との関係	P.22
11	入学者選抜の概要	P.24
12	取得可能な資格	P.27
13	「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	P.27
14	2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的な計画	P.28
15	社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所(サテライトキャンパス)で実施する場合	P.28
16	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	P.28
17	通信教育を行う課程を設ける場合	P.28
18	管理運営	P.28
19	自己点検・評価	P.29
20	認証評価	P.29
21	情報の公表	P.30
22	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	P.30

1 . 設置の趣旨及び必要性

ア) 研究科設置の理由及び必要性

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下、本専攻とする）は、大阪市の市域に設置される唯一のロースクール（法科大学院）として2004年に開設されて現在に至る大阪府立大学大学院法学研究科法曹養成専攻を継承し、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成をめざす。

わが国第二の大都市圏にある大阪には、大都市であるがゆえに発生する様々な問題が存在する。都市は様々な背景をもった人々が集う場であり、その構成員の多様さゆえに複層的で多元的な構造をもつ問題を生み出す。一方にはグローバル化した社会経済体制のアクターとして活躍する市民もいれば、他方には貧困問題に象徴される社会的底辺に置かれた市民もいる。問題の渦中にある市民の声に耳を傾け、その声を現実の世界に反映させ、問題の解決に向かうための重要な手段の一つが法である。都市が都市として存在し、そこに集う人々が豊かな市民であり続けるためには、法は、不可避の存在である。

法が手段であるとき、その目的は人間そのものである。法という手段を用いる能力を備えた法曹は、人間そのものへの関心を常に絶やさず、豊かな人間性をもって、複雑な利益対立の中にある市民に寄り添わねばならない。

法は問題を解決する有力な手段であり、それが国家権力を伴うときは一層その力を増す。しかし、問題解決の手段である法は、単なる手段であるのみならず、長きにわたる伝統のなかで折り重なるようにして形成された理論の集合体を基礎とする。この理論的集合体と切り離された形で、単なる手段として利用されるとき、場当たりの問題解決に陥る、最先端の問題を前に怯むなどの弊害が生じるのみならず、場合によっては人間という存在そのものを脅かすものともなる。法の担い手である法曹は、法の基礎に存在する理論について、深い理解を持たねばならない。

大阪府立大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、国内屈指の研究水準にある研究者と豊かな実務経験に支えられた実務家からなる研究教育組織である。2004年の開設以来、法科大学院に求められた「理論と実務の架け橋」となるべく、多くの優れた研究成果と、300人を超える法曹を輩出してきた。帰属する大阪府立大学は大阪府立大学との統合により組織改編されるが、この組織改編により法学研究科法曹養成専攻のこれまでの成果を捨て去るのではなく、それを生み出してきた中核部分を受け継ぎ、さらに発展させていくところに、本専攻を設置する理由と必要性がある。

しからば、本専攻に受け継がれ、さらに発展される中核とは何か。それは、真のプロフェッションとしての法曹の育成、すなわち新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神、リーダーシップを発揮し法実務の発展を担う意欲、実定法の技術的な解釈に終始することなく、

現にある法を相対化し批判的に検討する能力、人間への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止める豊かな人間性、法曹としての社会的責任の自覚と公益的業務に積極的に取り組む意欲、これらの条件を備えた法曹の育成である。複雑な利益対立が生じる都市とそれを中軸として形成される現代社会において、これらの条件を兼ね備えた法曹が必要であることは、言うまでもない。

上の条件を備えた法曹を育成するためには、法学部出身者のみならず、社会人や外国人など、多様な背景を持つ志願者を広く受け入れる必要がある。前身である大阪市立大学法学研究科法曹養成専攻においては、法学既修者のみならず、法学未修者にも広く門戸を開き、結果として、専門職大学院に求められる認証評価基準をみたしてきた。それは社会に内在する要請の発露でもある。そこで本専攻は、以上の考え方を受け継ぎ、法学部出身者にとどまることなく、豊富な経験を持つ社会人や異なる慣習を持つ外国人を広く受け入れ、真のプロフェッションとしての法曹の育成を目指す。

たしかに、法科大学院が開設された2004年当時と比べると、72,800人であった志願者は、2019年には9,117人に落ち込み、法科大学院の人気は大きく凋落している。これに応じて、かつて最多で74校存在した法科大学院は、2019年現在では47校（そのうち、募集停止は11校）となっている。しかし、この周知の社会的事実をもって、本専攻を設置する理由と必要性が失われるわけではない。本専攻は大都市大阪に設置される法科大学院であると同時に、近畿最南端の法科大学院でもある。法曹人口増加の目的の一つが法曹の地域的偏在という問題の解消にあった点に鑑みれば、このような地域的な観点からは、むしろ、多くの法科大学院が閉校に至ったからこそ、本専攻の設置が求められるといえる。

なお、長期的かつ安定的に学生を確保することができる点については、「学生の確保の見通し等を記載した書類」にある通りである。また、今般の「法曹コース」の設置についても、前身である大阪市立大学は全国に先駆けて法曹連携協定を締結し、最も早く文部科学省の認定を受けるなど積極的な対応を続けてきた。本専攻でもこうした方針を堅持し、万全の体制で学生の確保を行う。

イ) 人材養成の方針及びディプロマ・ポリシー

(1) 人材養成の方針

本専攻は、以上のように、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目的とする。

大都市において発生する問題の具体的な形態は多様であるが、大別すると、次のような問題が存在する。第一に、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題である。第二に、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題である。第三に、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的

な問題である。目指されるのは、これらの法的諸問題に対応できる能力を備えた法曹の養成である。

本専攻は、また、真のプロフェッションとしての法曹の養成をめざす。真のプロフェッションと呼び得るためには、次のような意欲と能力を有する必要がある。第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければならない。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければならない。第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければならない。

以上を踏まえ、以下のような3つのタイプの高度な専門性を備えた法曹の養成をめざす。

第1は、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないよう的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。

第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。

第3は、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

(2) ディプロマ・ポリシー

以上のような法曹養成方針に従い、本専攻は、所定の単位修得により、以下のような能力等の基準（ディプロマ・ポリシー）を満たした学生に、法務博士（専門職）の学位を授与する。

- ① 全ての法曹に不可欠な現行法についての十分な知識と考え方を確実に身につけていること
- ② 現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を身につけていること
- ③ 現行法を固定的で万能なものとするのではなく、法の発展に寄与することのできる「善き法律家」たりうる能力を身につけていること

- ④ 人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を持つ「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」たりうる能力を身につけていること

ウ) 修了後の進路

本専攻は、法曹の養成を主たる目的とするため、弁護士、裁判官、検察官といった狭い意味での法曹が修了後の進路となる。

しかし、本専攻のディプロマ・ポリシーを満たした学生の能力は、上記の狭い意味での法曹とならねば発揮できないというものではない。人材需要に関する近時の動向を踏まえるなら、法的紛争の未然の防止等の業務を担当する法的専門職や民間企業の法務専門職員のような高度専門職業人、公法分野を中心にした高度の法的知識に基づいて法令等の立法作業を行う国又は地方公共団体の公務員、問題解決のための様々な手法を法的観点から比較検討する能力を持つ公共公益団体の職員等の人材を養成することは必要であり、これらの職種が修了後の進路となる。さらには、グローバル化した国際社会において求められる国際関係機関職員等もまた、修了後の進路となる。

さらに、本専攻で学ぶなかで深遠な法学の世界に関心を抱き、本学の法学政治学専攻博士後期課程へと進学して研究者としての道を歩むことも重要な進路のひとつであり、そのための扉は広く開かれている。

エ) 研究対象とする中心的な学問分野

本専攻は、法曹の養成を目的とする課程を置くが、それを担う教員は母体である法学研究科に属しており、法学が中心的な学問分野となる。

オ) 教育研究上の数量的・具体的な到達目標等

本専攻の前身である大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、平成 18 年(2006 年)の当初から本設置申請時(2020 年)まで、総計で 300 名を超える新司法試験及び司法試験の合格者を輩出している。また、企業の法務部において、あるいは地方公共団体の公務員として、本専攻における教育を生かして活躍している修了生も少なくない。

本専攻にとっては、以上の成果を継続していくことが、まずもっての到達目標である。理想とする法の担い手をさらに多く輩出できるよう、弛まぬ努力を続ける。

2. (修士課程の設置の場合) 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

該当なし。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

ア) 研究科、専攻等の名称及び当該名称とする理由

本専攻で行われる研究および教育の中心分野は法学であるが、弁護士、裁判官、検察官からなる法曹を養成することを主たる目的とする点、および本申請と同時に申請される法学研究科の別の専攻と区別するため、「法学研究科法曹養成専攻」とする。

イ) 学位の名称及び当該名称とする理由

本専攻は、法曹養成のための教育を行うことを目的とする課程を置くので、昭和28年文部省令第9号の学位規則5条の2により、学位の名称は「名称：法務博士(専門職)」とする。

ウ) 研究科、専攻等及び学位の英訳名称

本専攻で行われる研究および教育の中心分野は法学であるが、法曹養成のための教育を行うことを目的とする課程であるので、それに一般的に認められている英語名称とする。具体的には、専攻の英訳名称は「Law School」、学位は「Juris Doctor (Professional)」とする。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

ア) 教育課程の編制方針(カリキュラム・ポリシー)

本専攻は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職大学院として設置されることから、関係法令及び認証評価基準に適合した教育課程を編制する。その際、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者や、社会人等としての経験を積んだ者などを幅広く受け入れ、多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出していくという法科大学院の目的に鑑み、いわゆる法学未修者に対する法曹養成を着実に行うことのできる教育課程に留意するとともに、それとあわせて、法学部等において法

学の基礎を学んだいわゆる法学既修者が、その基盤をさらに発展させ法曹に必要な能力を早期に身に付けることのできるカリキュラムとする。

以上を踏まえ、本専攻では、「法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われる」ことを重視し、以下のカリキュラム・ポリシーを設定して教育課程を編制する。

- (1) 全ての法曹に不可欠な現行法の十分な知識と考え方を確実に身につけるため、法律基本科目に属するほとんどの科目を必修科目とする。
- (2) 現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を身につけるため、展開・先端科目に属する多数かつ多様な科目を選択必修科目とする。
- (3) 現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を選択必修科目として充実させ、履修を推奨する。
- (4) 市民のための法律家たりうる能力を身につけるべく、市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供するため、エクスターンシップ等の法律実務基礎科目を必修科目または選択必修科目とする。

以上のカリキュラム・ポリシーに従って設けられる各科目について、本専攻では、学修の成果を評価するために、論述形式の筆記試験によることを原則としつつ、科目ごとに定められた成績評価基準に基づいた厳格な成績評価及び単位認定を行う。また、各学年に担当された必修科目のうち、所定の単位を修得できた者にのみ、進級を認める。

イ) 教育課程の概要及び特色

(1) カリキュラムの全体像

本専攻のカリキュラムは、大きく分けて4つの分野からなる。

第一は「法律基本科目」である。この分野は、公法系科目、民法系科目、刑事法系科目にさらに細分化される。この科目群では、全ての法曹に不可欠な法的な知識と考え方を身に付けるための基本的な科目が提供される。

第二は「法律実務基礎科目」である。この分野は、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための科目、法曹としての専門的技能の基礎を身に付けるための科目からなる。弁護士等の実務家による実践的な科目である。

第三は「基礎法学・隣接科目」である。この分野は、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を陶冶し、政治や社会の中における法の機能や役割を深く理解する能力を養うための科目からなる。

第四は、「展開・先端科目」である。この分野は、より専門的な法的能力を深め、グローバル化した現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための科目からなる。

(2) 科目の編成と配当年次

全ての法曹に不可欠な法的知識を提供する法律基本科目は、1年生および2年生の早い段階で履修することができるように配置される。法的知識に関する理論的基礎を身につけたのち、法律実務科目において、法曹としての責任感や倫理観又は専門的スキルを身につけるのがふさわしい。それゆえ、2年生以降に、法律実務基礎科目が履修されるように配置する。展開・先端科目に属する授業では、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法といった基本的な法律に関する知識が当然の前提とされる。それゆえ、展開・先端科目は、可能な限り2年生後期以降に履修することになるように配置する。基礎法学・隣接科目は、現行法を相対化し、批判的に検討する能力を養うものである。それは不断に繰り返される過程であらねばならない。それゆえ、提供科目数を絞り込みながら、1年生から履修できるように配置される。なお、各授業科目の単位数については、専門職大学院設置基準の単位認定に関する方針に基づき定めている。

(3) 科目の編成とカリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーの関係

以上のカリキュラムにある科目は、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを踏まえながら、次のように配置される。

法律基本科目に属するほとんどの科目は、必修科目として配置される。全ての法曹に不可欠な法的知識と考え方を、全ての学生に確実に身に付けさせるためである。以上は、カリキュラム・ポリシー(1)に従うものであり、ディプロマ・ポリシー①に示す能力を養うものである。

展開・先端科目に属する多くの科目は、選択必修科目として配置される。この分野に属する多様な科目は、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための教育を行うためのものである。特に、大都市大阪で法実務を行っている実務家を教員として迎え、大都市で発生する様々な紛争事例を生きた教材として扱い、先端的な法的問題に対応する能力も養うことができるようにする。以上は、カリキュラム・ポリシー(2)に従うものであり、ディプロマ・ポリシー②に示す能力を養うものである。

基礎法学・隣接科目に属する科目のうち、基礎法科目や外国法科目は、現行法についての十分な知識のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるためのものであり、選択必修科目として配置される。基礎法科目および外国法科目を充実させ、その履修を学生に推奨することにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとするのではなく、法の発展に寄与することのできる「善き法律家」の育成をめざす。以上は、カリキュラム・ポリシー(3)に従うものであり、ディプロマ・ポリシー③に示す能力を養うものである。

法律実務基礎科目のうち、法曹倫理を必修科目として配置する。また、同じく法律実務基礎科目に属するエクスターンシップを正規の授業科目として取り入れ、選択必修科目として配置することで、学生が、市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接

する機会を提供する。これらの配置により、善もなせば悪もなす人間という存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てる。以上は、カリキュラム・ポリシー(4)に従うものであり、ディプロマ・ポリシー④に示す能力を養うものである。

(4) 法理論と法律実務の架橋

本専攻では、ディプロマ・ポリシーに基づき、現行法とそれに基づく法律実務を正確に理解する能力とともに、それらを相対化し、批判的に検討することができる能力を育てるため、法律実務をふまえ、法律実務を意識しつつ、法律実務を客観化・相対化することのできる法理論教育を重視する。そのため、法律基本科目群のほとんどの科目では、主に、研究者専任教員が、実務家専任教員の協力を得つつ、法理論教育を担当する。

また、実務家専任教員による法律実務基礎科目の中の必修科目と選択必修科目を多くの学生が履修することにより、学生は、今行なわれている実務を正確に理解することができる。この法律実務基礎科目は、低学年において法律実務を意識した法理論教育を十分に受けた学生が履修するため、現行法と現行の法律実務を客観化し相対化することのできる視点をもちつつ授業にのぞむことができる。

さらに、展開・先端科目に属する科目の中では、大都市大阪で法実務を行っている実務家専任教員による授業が用意され、大都市で発生する様々な紛争事例を生きた教材として扱い、実務家の視点を重視した先端的な授業の中で実務家としての能力を養うこともできる。

加えて、研究者教員と実務家教員とが、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の授業内容・教材等について随時協働して検討する。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

ア) 教員組織編成の考え方

本専攻は専門職大学院であるため、第1に、専攻の規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていることが必要である。この点、本専攻の規模は、入学定員30名である。専任教員数は、12名であり、専門職大学院設置基準(以下、「設置基準」という)上の必置専任教員数12名の基準を満たしている。具体的には次のとおりである。

区 分	専 任 教 員					兼担 兼任 教員
	必置専任教員			必置以外	合 計	
	研・ 専	実・専	実・み	専・他		
教 授	7	1 (1)	2 (2)	0	10	12
准教授・ 講師・助教	2	0 (0)	0 (0)	0	2	26

※括弧内は、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記載。

第 2 に、上記の教員は、担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者でなければならない。この点、本専攻においては、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれることとなる。

第 3 に、法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員を配置していなければならない。この点、本専攻では、法律基本科目については、憲法 1 名、行政法 1 名、民法 2 名、商法 2 名、民事訴訟法 1 名、刑法 2 名、刑事訴訟法 1 名の専任教員を配置する。

第 4 に、専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、本専攻が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね 7 割以上が専任教員によって担当されていない。この点、本専攻が配置を予定する専任教員 12 名について、授業科目別に配置される「延べ人数」をあげるならば、法律基本科目である憲法 1 名、行政法 1 名、民法 2 名、商法 2 名、民事訴訟法 1 名、刑法 1 名、刑事訴訟法 2 名、法律実務基礎科目 2 名、基礎法学・隣接科目 1 名、および展開・先端科目 4 名であり、科目別配置のバランスは適正である。本専攻において教育上主要と認められる科目としては、必修科目延べ 32 科目があるが、このうち延べ 24 科目(全体の 7 割以上)について専任教員を配置する。実務家専任教員は、1 年あたり 4 単位以上の授業科目を担当し、かつ、専攻会議の構成員として、教育課程の編成その他の本法科大学院

の組織の運営について責任を担っている。実務家・専任教員、実務家・みなし専任教員の担当科目は、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、民事模擬裁判、中小企業向け法律相談、エクスターンシップ、中小企業法、刑事訴訟法総合演習、刑事訴訟実務の基礎、刑事模擬裁判等、その実務経験との関連が認められる科目である。

イ) 教員組織編成の特色

本専攻の特色は、実務経験の豊富な実務家専任教員を擁することである。すなわち、法科大学院では必ず実務経験を有する教員を配置する必要があるところ、この必置専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であることが認証評価においては求められる。すなわち、本専攻における設置基準上の必置専任教員数 12 名のうち 2 割以上である 3 名が実務家教員であることを要する。

この点、本専攻の実務家専任教員の内訳は、実務家専任教員 1 名、実務家・みなし専任教員 2 名である。これらの実務家・専任教員は、いずれも弁護士として 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であり、その実務経験との関連が認められる科目を担当する。

ウ) 専任教員の年齢構成

専任教員 12 名の年齢構成は、2025 年 3 月 31 日時点で 40～49 歳 2 名、50～59 歳 5 名、60～64 歳 2 名、65～69 歳 2 名、70 歳以上が 1 名である。

職位	29 歳以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上	合計
教授	0 人	0 人	0 人	5 人	2 人	2 人	1 人	10 人
准教授	0 人	0 人	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人
講師	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
助教	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	0 人	0 人	2 人	5 人	2 人	※2 人	1 人	12 人

※2 名の内 1 名は実務家・みなし専任教員につき定年の定めなし。

本専攻の専任教員のうち完成年度までに定年に達する教員が1名いる。その者は、担当する授業科目が主要科目であり、かつ、専門分野の特性等から同一専門分野の後任を直ちに確保することが困難であることから、本法人で定める「定年退職する教員を特例として新大学で勤務する教員として雇用する場合の取扱いについて」に基づき、定年に達した後も専任教員の身分で主要科目を担当する専任教員として完成年度まで雇用し、教育の実施に支障のないようにする。

なお、完成年度である令和7年度以降に定年退職する教員の後任人事については、専門職大学院として求められる教育上の指導能力又は実務上の経験と能力を考慮しつつ、若手・中堅教員の採用を積極的に行うことで、専任教員の年齢構成バランスを改善し、より適切なものとする。具体的な計画としては、完成年度末に60歳以上である専任教員5名の後任人事について、30歳代1名、40歳代3名、50歳代1名の採用を目標とする。これは、大阪市立大学法学研究科における従来の教員採用方針や実績に照らしても無理のないものであり、目標達成については十分に見通せるものであると同時に、教育・研究の継続性をも確保しうるものである。

※資料1 定年退職する教員を特例として新大学で勤務する教員として雇用する場合の取扱いについて

6. 教育方法、履修指導方法及び修了要件

ア) 教育方法等

(1) 編成の基本方針

本専攻ディプロマ・ポリシーならびにカリキュラム・ポリシーを一貫性あるものとして、以下のように策定する。

法律基本科目について、本専攻においては、法曹になる以上必ず身につけておくべき法知識、思考力、分析力、表現力等を、すべての学生が確実に修得することができるよう、1年次および2年次に配当される法律基本科目のほとんどを必修科目とする。まずは1年次において、基礎的内容を徹底的に学習したうえで、2年次には、その学習成果を主として演習形式で提供される授業を履修することにより、より一層深めるという「積み上げ型」のカリキュラム構成を採用する。

法律実務基礎科目について、本専攻では、2年次および3年次に配当される法律実務基礎科目の授業において、法律基本科目の履修を通して修得した法についての理論的知識が、実務上どのように用いられているのかを体得させることを目的とした教育が、実務家教員によって行われる。すなわち、理論的教育と実務的教育との架橋を意識した教育である。ここ

でも、法律基本科目についての理論的知識を基礎とし、そこに法実務に関する基礎的な知識を積み上げていくという、積み上げ型の発想が活かされている。

こうした積み上げ型のカリキュラムに沿って、基礎から応用へと、そしてまた、理論的教育から実務基礎教育へと、段階的に学修していくことにより、すべての学生が、法曹としての職務を行っていくうえで必要な基礎的な法知識を修得するとともに、法曹になった後に直面するであろう新たな法的諸問題に的確に対処できる能力の基礎を、あわせて身につけることができるよう配慮している。

本専攻においては、法律実務基礎科目のうち法曹倫理を必修科目とし、すべての学生が、法曹としての責任感と倫理観とを身につけることができるようにする。同じく、法文書作成も必修科目とし、すべての学生が、法曹に求められる基本的能力としての法文書作成の基礎技術を身につけることができるようにする。

また、エクスターンシップを正規の法律実務基礎科目として取り入れ、学生が、市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供する。エクスターンシップでは、法曹としての専門的技能の基礎を修得させることを目的として、法律事務所において、弁護士の直接指導のもとで、実際の事件を題材とした実務研修が行われる。

さらに、本専攻に特徴的な法律実務基礎科目として、中小企業向け法律相談がある。この科目は、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援経費（平成16年度）の交付を得て開設されたものであるが、学生が、中小企業の事業主を対象とした法律相談に、弁護士とともに同席することによって、法律相談実務の基礎を学ぶものであり、いわゆるクリニックとして位置づけられる科目である。エクスターンシップとともに、法実務の現場にふれる機会を学生に提供することを強く意識した科目となっている。

展開・先端科目について、本専攻では、多様な科目を選択必修科目として多数開設し、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための教育を行う。そのうち、民事執行・保全法、倒産法1、倒産法2、倒産法演習、労働法A、労働法B、労働法演習、知的財産法A、知的財産法B、知的財産法演習については、大阪市域で開業している弁護士等を教員として迎え、法実務の最先端で生じている問題を素材とした授業を提供してもらうことによって、学生が先端的な法的問題に対応する能力を養うことができるよう図る。なお、展開・先端科目に分類される諸科目については、その大半を2年次以降においてのみ履修可能とすることにより、法律基本科目についての理解を踏まえて、それを多様な法分野に発展させていくという履修パターンとなるよう留意している。これもまた、積み上げ型の発想に基づくものである。

さらに、現行法についての専門的な知識と能力のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力をも涵養することを企図して、基礎法学・隣接科目に分類される科目も充実させる。

以上のようなカリキュラムを提供することを通して、本専攻は、現行法についての十分な専門的知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能

なものを見ることなく、それを批判的に検討し、その問題点を克服する方策を考察することを通して、法の発展に寄与していく能力をも備えた実務法曹の育成に努める。

本専攻においては、法学未修者を対象とした1年次生のカリキュラムを、法学既修者を対象とした法律科目試験に合格した者と同水準の法的な知識と能力とを身につけることができるよう編成する。このカリキュラムに沿って学習することによって、本専攻の1年次の学生は、法学部において4年間かけて行われる法学教育（理論的教育）のエッセンスを、1年間で集中的かつ効率的に修得することができる。

これに対して、本専攻の2年次以降のカリキュラムは、「法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われる」ことを重視した編成とする。そのことは、①法律基本科目については、2年次において、原則として演習形式の授業で、法実務を意識したかたちで、再度その全体を学習できるようにすること、②2年次の前期に「法曹倫理」を必修科目として配置し、実務法曹に求められる責任感と倫理観の涵養を図ること、③多くの学生が2年次と3年次との間の春期休暇の期間中に「エクスターンシップ」を履修し、法実務の現場について学ぶこと、④3年次に配当されている「民事模擬裁判」や「刑事模擬裁判」などの法律実務基礎科目によって、2年次までに修得した法的な知識や能力を法実務の現場において活用していくための、基本的なスキルを涵養することに努め、司法研修所における実務教育への架橋を図ることに具体的に現れている。

(2) 授業内容・方法と配当年次

本専攻においては、以下の授業科目を開設している。

なお、各授業科目の単位数については、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修などを考慮して、適切に定めている。一部の専門科目に集中講義を設けるが、これは、専任教員が専門とする学問分野に関連する内容を集中的に効率よく学修するためのものであり、十分な教育効果が得られる。その他、授業日の設定を工夫すること、授業内容に関するレポート提出を課すことなどにより、復習などの授業時間以外の学修時間を十分に確保する。一年間の授業計画等については、学生に対して、シラバス等により明示する。

①法律基本科目

1年次の必修科目として、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法A（総則・物権総論）、民法B（債権総論）、民法C（契約法）、民法D（法定債権）、民法E（担保法）、商法（企業組織法）、民事訴訟法1（判決手続の基礎）、刑法第1部A（総論・犯罪論および刑罰論の基礎）、刑法第1部B（総論・犯罪論の展開）、刑法第2部（各論）、刑事訴訟法を開設する。

2年次の必修科目として、行政活動と法、公法総合演習A（憲法訴訟論）、公法総合演習B（行政救済論）、民法F（家族法の基礎）、民法総合演習A、民法総合演習B、商法総合演

習A（企業組織法）、商法総合演習B（企業取引法）、民事訴訟法2（複雑な訴訟・上訴）、民事訴訟法総合演習、刑法総合演習、刑事訴訟法総合演習を開設する。これらはいずれもすべての法曹に不可欠な法的な知識と考え方を身に付けさせるための基本的な科目としての位置づけがなされている。

さらに、これらの必修科目に加えて、2年次の自由選択科目として、刑事法総合演習を、3年次の自由選択科目として、憲法訴訟理論の展開、公法理論の展開、民法理論の展開A、民法理論の展開B、商法理論の展開、民事法総合演習、刑事法理論の展開を開設する。

②法律実務基礎科目

2年次の必修科目として、法曹倫理と民事訴訟実務の基礎を、2年次の選択必修科目として、エクスターンシップを開設する。

3年次の必修科目として、刑事訴訟実務の基礎と法文書作成を、3年次の選択必修科目として、公法系訴訟実務の基礎、弁護実務基礎論（ロイヤリングを中心に）、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、中小企業向け法律相談を開設する。

実務家教員によって提供されるこれら諸科目を履修することを通して、学生が、法曹としての責任感や倫理観と法実務に従事していくうえで必要な専門的な技能の基礎とをあわせて修得することができるよう図る。

③基礎法学・隣接科目

1年次から履修可能な選択必修科目として、法社会学、法哲学、日本法制史、英米法、中国法、ドイツ法の6科目を開設する。これらの諸科目は、社会における法の機能や役割を深く理解するとともに、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる視角や能力を陶冶することを目的とするものである。

④展開・先端科目

1年次から履修可能な選択必修科目として刑事政策を設ける。

2年次から履修可能な選択必修科目として、租税法、環境法、倒産法1、消費者法、労働法A、社会保障法、経済法1、知的財産法A、国際法、国際経済法、国際取引法、国際財産法、国際家族法、国際民事手続法、国際人権法を設ける

3年次においてのみ履修可能な選択必修科目として、金融・保険法、民事執行・保全法、倒産法2、倒産法演習、労働法B、労働法演習、経済法2、経済法演習、知的財産法B、知的財産法演習、国際法演習、中小企業法を設ける。

学生には、これら展開・先端科目群に分類される諸科目を履修することを通して、法律基本科目の学習を通して身につけた法的な知識と能力を基礎としつつ、個別の法分野に特化した法的知識を修得するとともに、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応できる能力を陶冶することが期待される。

(3) 実習関連科目

本専攻では、実習に関連する科目として、エクスターンシップを開設する。エクスターンシップは、法曹倫理の単位を修得した者のみが履修できるものとし、さらに履修登録前にはエクスターンシップのガイダンスを行い、関連法令の遵守および守秘義務の厳守の重要性を指導する。とりわけ守秘義務の厳守については、派遣に先立って学生に対し説明を徹底するとともに、守秘義務に関する「誓約書」に署名捺印させ、本専攻にて管理する。万が一、守秘義務違反があった場合には、原則としてその学期の全ての授業科目の成績評価を無効とする。なお、「中小企業向け法律相談」についても、守秘義務厳守の徹底、誓約書、および守秘義務違反に対する措置につき、エクスターンシップと同様の扱いとする。

エクスターンシップについては実務家専任教員が担当者となり、派遣先の実務指導者と実習における指導の方針など、実習が適切に行われるよう連絡をとり、学生からの研修先の希望調査を経たうえで派遣先を決定し、研修学生を適切に指導する。成績評価については、研修先の実務指導者の作成した評価書を踏まえ、派遣学生が作成した報告書等に基づいて、責任を持って厳格に単位認定を行う。

(4) 成績評価基準

本専攻の各授業科目における「達成度」については、本専攻の到達目標を踏まえ、各学年、配当学期および各授業科目の性質にしたがい、将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、科目ごとに設定される。各授業科目における成績評価の考慮要素は、シラバスの「評価方法」においてあらかじめ明確に示す。

授業科目の評価を 100 点満点法で行う場合は、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とし、合格については、AA、A、B、C の 4 段階のランクを設ける。ただし、エクスターンシップの成績は、「合」「否」のみで判定する。

シラバスにおいて示される各科目の成績評価の考慮要素については、絶対評価とするか相対評価とするかを各担当教員が定める。絶対評価と相対評価の選択制であることはシラバスにおいて明確に示されている。相対評価とする場合については、合格者の各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針を定め、各教員はこれに従う。絶対評価とする科目も存在することになるため、教員間においてその尺度が十分に共有される必要がある。このため、成績評価が行われた次の学期の FD 集会の場において、前学期における成績評価の結果を資料にしなが、各科目担当者が成績評価の基準を説明し、意見交換をすることで、尺度の共有を図る。

(5) 受講生の数

本専攻は 1 学年の定員が 30 名であることから、授業科目の性質および教育課程上の位置づけに鑑みて、例えば少人数による双方向的又は他方向的な密度の高い教育がとくに必要となる科目では、受講者を複数のクラスに分ける等の教育上の工夫を行う。

イ) 履修指導および研究指導体制

(1) 授業前後における学習指導

本専攻では、応用の基礎となる専門的な法知識を確実に修得できるように、また、知識を日々生起する新たな法的問題に応用し、妥当な法的解決を導出していく強靱かつ柔軟な思考能力を養えるように、体系的なカリキュラムを備えるとともに、授業においては、各担当教員が創意工夫を凝らして、質の高い授業を行う。

法律基本科目については、限られた授業時間内でも双方向または多方向的な討論が可能となるよう具体的な予習事項を指示したり、事前に教員が独自に編集した判例集を配布したり、従来の体系にとらわれない講義の順序で学生の理解度を高めたりするなど、科目の特性にあった授業を行う。とりわけ、1年次配当の法律基本科目においては、講義形式において体系的かつ正確な知識の理解をはかるとともに、特に議論の多い点等は予習のポイントとして十分に準備させたうえで双方向的なやりとりを行い、当該科目の効果的な目的達成をはかる。

それ以外の科目についても、少人数教育であることの利点を活かし、科目によっては学生による報告も適宜交えた上で、双方向的または多方向的な討論を実施する。さらに、授業中および授業以外の時間帯でなされた質問や要望について、必要と認められる限り、適宜、授業内容にフィードバックするなどの柔軟な対応を行う。教材としては、定評のある概説書・判例集の他、各教員が作成した講義レジュメ・判例集・演習問題等、各科目の性質に従い効果的な学習ができるよう工夫を凝らしたものをを用いる。

各授業の内容は、事前に配布されるシラバスで明示される。シラバスでは、最初に当該科目の概要や検討対象を述べ、次に当該科目の到達目標を明示する。各教員は、その到達目標に基づき、授業計画を立て、それをシラバスにおいて授業計画として示し、それに基づいて授業を進行する。さらに、シラバスでは、各回の授業の前後に予習・復習課題を示し、指示された事前・事後学習を行うことで通常は当該科目の到達目標を達成できるようにする。この他、シラバスでは、教科書や参考書を示し、成績評価の方法と基準を明示し、担当教員からの追加的な注意事項も提示する。

加えて、授業担当者は、当該学期中において、オフィスアワーを設定する方法や、電子メールを通じて適宜時間を指定する方法により、学生からの質問に応える機会を設ける。

(2) キャップ制

本専攻においては、学生が1年間に履修登録可能な単位数の上限を、原則として、1年次生では39単位、2年次生では36単位、3年次生（最終年次）では38単位とする。

(3) 進級制

本専攻においては進級制を採用する。すなわち、1年次生提供の必修科目 33 単位のうち 27 単位以上を修得できない者は、2年次生への進級を認めない。また、2年次生提供の必修科目 28 単位のうち 22 単位以上を修得できない者は、3年次への進級を認めない。なお、進級の決定は、専攻会議で行うものとする。

ウ) 修了要件

本専攻の課程を修了するには、修業年限（3年）以上在学し、所定の科目を履修して、97 単位以上の単位を修得することを必要とする。もっとも、本専攻の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年次配当の必修科目 33 単位を既に修得したものとみなす。ただし、法学既修者と認定する場合であっても、入学者選抜試験において商法、民事訴訟法、刑事訴訟法にいずれか 1 科目が基準点に達しなかった者については、基準点に達しなかった当該科目につき修得したものとみなさないこととし、この場合には、29 単位または 31 単位が既に修得したものとみなされることとする。

課程修了に必要な授業科目群および単位数の内訳は以下の表のとおりとする。これによれば、本専攻修了のためには法律基本科目以外の科目の単位を 31 単位以上修得することが求められるところ、本専攻を修了するためには、法律基本科目以外の科目の単位を 32 単位修得することが義務づけられる。

科目群		単位数
法律基本科目	公法系科目	11 単位
	民事系科目	34 単位
	刑事系科目	12 単位
法律実務基礎科目		12 単位
基礎法学・隣接科目		4 単位
展開・先端科目		14 単位
履修した上記の科目以外の科目 (ただし法律基本科目以外の科目を 2 単位以上含まなければならない。)		10 単位
合 計		97 単位

※資料 2 法曹養成専攻課程における修了までのスケジュール表

エ) 履修モデル

(1) 三つの履修モデル

本専攻が位置する地域は大都市圏であるところ、大都市において発生する法的問題は、冒

頭で述べたように、(1)大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、(2)様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、(3)大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。そこで本専攻では、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指したカリキュラムを構築する。

第1に、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えらるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないよう的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。

第2に、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。

第3に、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

これら3つのタイプの法曹のいずれを目指すかを決定した学生に対し、その希望を実現するためには主としてどのような選択必修科目や自由選択科目を履修すればよいかにつき、次の3つの「履修モデル」を示す。

※資料3 履修モデル(法曹養成専攻)

(1) 企業の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル

第一は、「企業の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル」である。このモデルのもとでは、2年生前期には、国際民事手続法、の履修が推奨される。2年生後期には、経済法1、知的財産法A、倒産法1、の履修が推奨される。3年生前期には、商法理論の展開、金融・保険法、知的財産法B、知的財産法演習、弁護実務基礎論（ロイヤリングを中心に）、民事執行・保全法、倒産法2、の履修が推奨される。3年生後期には、中小企業向け法律相談、中小企業法、民事模擬裁判、の履修が推奨される。そして、1年生前期から3年生後期までの任意の時期において、英米法、中国法、の履修が推奨される。

(2) 社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル

第二は、「社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル」である。このモデルのもとでは、2年生前期には、社会保障法、国際人権法、消費者法、国際家族法、の履修が推奨される。2年生後期には、刑法総合演習、労働法A、環境法、倒産法1、の履修が推奨される。3年生前期には、労働法B、公法理論の展開、弁護実務基礎

論（ロイヤリングを中心に）、倒産法2、の履修が推奨される。3年生後期には、刑事模擬裁判、の履修が推奨される。そして、1年生前期から3年生後期までの任意の時期において、刑事政策、法社会学、法哲学、の履修が推奨される。

(3) グローバル化に伴う法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル

第三は、「グローバル化に伴う法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル」である。このモデルのもとでは、2年生前期には、国際民事手続法、国際人権法、の履修が推奨される。2年生後期には、国際法、国際経済法、国際取引法、国際財産法、国際家族法、環境法、経済法1、の履修が推奨される。3年生前期には、商法理論の展開、弁護実務基礎論（ロイヤリングを中心に）、金融・保険法、の履修が推奨される。3年生後期には、民事模擬裁判、の履修が推奨される。そして、1年生前期から3年生後期までの任意の時期において、英米法、中国法、ドイツ法、の履修が推奨される。

以上の3つの履修モデルについては、各種の説明会(特に新入生向け)において学生に提示し、履修指導の一環とする。

オ) 学位論文審査体制

該当なし。

カ) 学位論文の公表方法

該当なし。

キ) 研究の倫理審査体制

現在、大阪市立大学倫理綱領、公的研究費の管理及び研究倫理に関する規程等により、倫理体制を構築しており、法学研究科に属する組織である法曹養成専攻においては、同研究科の定める法学研究科研究倫理委員会規程(以下、「同規定」)を設けている。同規程2条によれば、研究倫理委員会は、研究科長、副研究科長(法曹養成専攻長を除く)、法学研究科人権問題委員1名でもって構成される。同委員会は、申請に基づき((同規程7条1項)、①法学研究科の専任教員が行う研究、②法学研究科の特任教員が行う研究、③法学研究科の大学院生、研究生が法学研究科の専任教員の指導の下に行う研究のうち、人を直接の対象とする研究を審査対象として、その研究計画等の審査を行う(同規程6条)。

審査に基づく研究計画等の承認の可否の判定は、出席委員の3分の2以上の合意によって行われ(同規程9条)、審査結果は速やかに申請者に通知される(同規程10条)。これを受けて申請者は研究計画等の変更を行い(同規程11条)、場合によっては委員会が研究の

中止等を決定することとしている。(同規程12条)。

大阪公立大学の全学倫理要領等で構築される倫理体制に基づき、現在の法学研究科研究倫理委員会規程を大阪公立大学においても施行する予定である。

※資料4 大阪公立大学法学研究科研究倫理委員会規程(案)

ク) 多様なメディアの活用

該当なし。

ケ) 他大学における授業科目の履修等

該当なし。

7. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

該当なし。

8. 教育課程連携協議会について

本専攻における教育課程連携協議会は、教育課程連携協議会規程に従い、①法曹養成専攻会議(以下「専攻会議」という。)の構成員の中から専攻会議により選出された者、②専攻会議により選出された、法曹としての実務の経験を有する者、③専攻会議により選出された、地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者、④専攻会議により選出された、大阪公立大学の教職員以外の者、以上の①から④によって構成され、かつ委員の過半数は、大阪公立大学の教職員以外の者であることを要する。委員の任期は2年であり、再任を妨げない。以上のようにして、専門職大学院設置基準6条の2第2項に規定する構成員を選出する。

本専攻における教育課程連携協議会は年2回の開催であり、その任務は、①産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、②産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項、③その他前2号に関する事項について審議し、本専攻の専攻長に意見を述べることである。以上の任務は、専門職大学院設置基準6条の2第3項に従うものである。

※資料5 教育課程連携協議会規程(案)

9. 施設、整備等の整備計画

ア) 校地、運動場の整備計画

大阪公立大学・大阪公立大学大学院設置の趣旨等を記載した書類参照

イ) 校舎等施設の整備計画

教育研究に使用する施設、設備等

法学研究科法曹養成専攻において教育研究を行う施設、設備については、「大阪公立大学・大学院設置の趣旨等を記載した書類」に記載のほか、大阪市立大学の杉本キャンパスの施設・設備等を継承する次の施設、設備等により実施することから、学生、教員に対して十分な教育研究環境を提供するものである。

1) 講義室・演習室・研究室等

法学研究科法曹養成専攻では、授業の形態に応じて講義室や演習室等の施設を使用し、専任教員には研究室を割り当て、教育を実施する。本専攻における施設概要は次のとおりである。

【施設概要】

- ・講義室 25 室
- ・演習室 4 室
- ・研究室 48 室（共同研究室、客員教授室等を含む）
- ・実習室 4 室

学生自習室を設け、入学したすべての学生に机を用意し、集中できる環境を整備するため、両脇および対面の机との間に間仕切りを設ける。また、学生が自由に利用できる共用のパソコンとプリンターを設置する。学生自らがノートパソコンを持ち込んで学習することを想定し、電源コンセントおよび Wi-Fi 環境を整える。

※資料 6 法学研究科法曹養成専攻自習室

ウ) 図書等の資料及び図書館の整備計画

大阪公立大学・大阪公立大学大学院設置の趣旨等を記載した書類参照

10. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

ア) 教員組織

本専攻は、大阪公立大学大学院法学研究科に属し、大阪公立大学法学部を基礎とする。

大阪公立大学法学部には、基礎法学、公法、私法、社会法、国際関係法・外国法、政治・行政学といった分野に分けて科目と教員が配置される。以上のうちの公法および私法分野

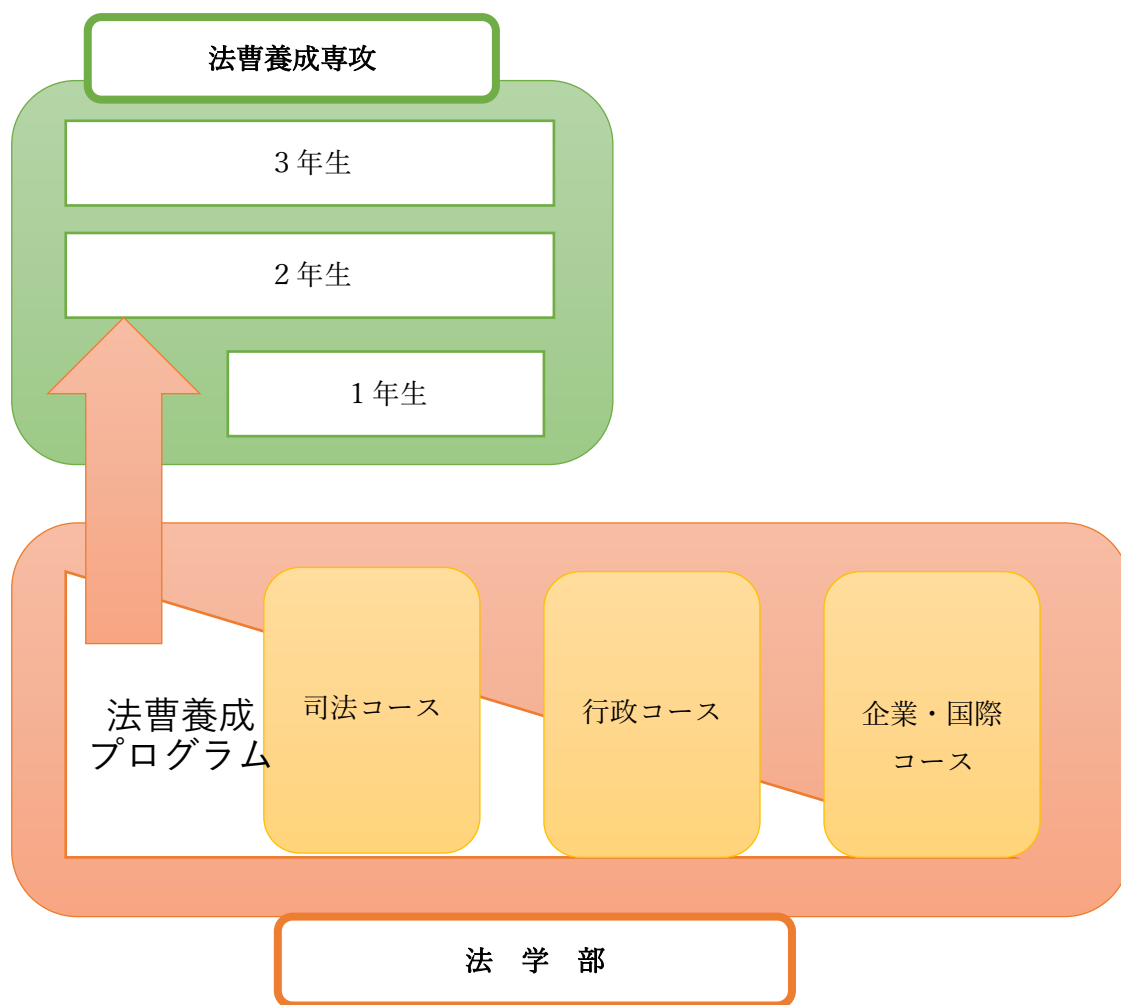
に属する教員が、主に、本専攻の法律基本科目を担当する。基礎法学、社会法、国際関係法・外国法分野に属する教員が、主に、本専攻の基礎法学・隣接科目および展開・先端科目を担当する。

イ) 法曹養成プログラム

本専攻が承継する大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、2019年11月に、法学部教育と法科大学院教育との円滑な接続を図り、優れた法律実務家の養成に資することを目的として、大阪市立大学法学部との間で法曹連携協定を締結し、2020年1月には文部科学省から認定を受けた。これを受けて、2020年4月から、大阪市立大学法学部は、法科大学院進学者に向けられた「法曹コース」（大阪市立大学法学部では「法曹養成プログラム」という名称を用いる）の運用を開始している。

大阪市立大学と大阪府立大学の統合に伴い、大阪市立大学法学部も同大学院法曹養成専攻も新設申請を行うものの、その実質は両者とも大阪公立大学に承継され、法曹連携協定もまた承継される。

その他、大阪市立大学法学部（およびそれを承継する大阪公立大学法学部）の法曹養成プログラムに登録した学生に、大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（およびそれを承継する本専攻）専門職学位課程で開設する科目の一部について、先取り履修を認め、当該科目の単位を大学院進学後に既修得単位として認定する。このことにより、本専攻に進学を希望する学生が、法曹になるための学修を着実に進めることを可能にする。



1 1. 入学者選抜の概要

ア) アドミSSION・ポリシー

本専攻は、大阪市の市域に設置される唯一のロースクール（法科大学院）として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を教育の理念としている。このような教育理念の達成・実現に向けて、本専攻は次のような資質と能力、意欲を持った学生を求める。

- ①人間という存在への深い関心と人の苦しみに共感しようとする姿勢を持った人
- ②人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を持った人以上に基づき、次の能力や適性を身につけた学生を選抜する。
 - ①本専攻の厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力（文章の正確な読解力、理論的な推論・分析・判断を的確に行うことのできる能力、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力）を身につけた人

- ②これらに加えてさらに、2年短縮型の入学者は、本専攻の1年次に提供される法律基本科目について、すでに基礎的な学識を身につけた人

イ) 入学者選抜の方法と体制

以上のアドミッション・ポリシーを踏まえて、本専攻の教育課程を修めるために必要な読解力、推論・分析・判断力、文章表現力といった基礎的学力を備え、法学に関する十分な知識と強い探求心を持ち、本専攻のディプロマ・ポリシーに示す能力を修得しうる素養を有し、修了後に弁護士・裁判官・検察官といった法曹、国又は地方公共団体の公務員、企業の法務担当者、国際関係機関職員等を志す人を受け入れる。

入学定員は30名であり、そのうちおおむね10名の定員である法学未修者の選抜方法、おおむね15名の定員である法学既修者の選抜方法、および、5名の定員である大阪市立大学法学部および大阪公立大学法学部の「法曹養成プログラム」を修了した学生を対象とした特別選抜に分けて述べる。

(1) 法学未修者選抜の方法について

小論文試験および「その他の要素」による審査により、法学未修者に要求される資質を判定する。小論文200点、その他要素40点、合計240点という配点での選抜を行う。

このうち、小論文試験については、読解力を判定するための長文読解の要素を含めるとともに、合わせて1000字程度を超える記述を求める内容とする。また、その題材や設問は、単なる知識等を試すものではなく、適切に資質を判定することができるよう、留意して設定する。

「その他の要素」による審査は、(a)在籍したすべての大学及び大学院の成績証明書、(b)自己評価書(法曹を目指す動機、これまでの学習および研究、職業経験、主婦・主夫としての経験、ボランティア経験、各種団体における指導者や組織の一員としての経験などさまざまな経験、ならびに特技のうち、本専攻での学修や将来の法曹としての活動に役立つものを記載し、それらに基づいて、自身の法曹としての適性について2000字以内で記載したもの)、(c)成績申告書、さらに、任意で提出することのできる(d)語学能力を証明する書類および(e)公的資格や特技を証明する書類(法律学に関するものを除く)といった書面に基づいて行われる実績等の審査である。これにより、人物審査の要素も含め、多様な観点から受験生の資質が評価されるよう、「その他の要素」の採点担当者に対して確認を行う。

本専攻は、上記のように、出願書類として、卒業(見込)証明書のほかに、在籍したすべての大学および大学院の成績証明書、自己評価書、および成績申告書を提出させるほか、さらに任意に、語学能力を証明する書類および公的資格や特技を証明する書類(法学関係の検定試験を除く)の提出を認め、これらの提出書類に基づいて、多様な知識と経験を「その他の要素」として考慮し、合格者判定に反映させる。すなわち、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験および社会的活動(ボランティア活動など)の経験、公的資格・特技で

あって、かつ、それが本専攻での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部または大学院での成績、外国語の能力などを「その他の要素」として総合的に審査したうえで、その結果を得点化し、合格者判定に反映させる。

これらの評価の客観性を確保するために、小論文試験と「その他の要素」の審査のそれぞれによって、どのような能力を判定するのかを公表する。小論文試験については、その出題・採点に際して配点や採点基準を明確にして客観的な判定が可能になるようにするとともに、可能な範囲で公表する。

(2) 法学既修者選抜の方法について

法学既修者選抜については、法律科目試験を実施することにより、本専攻における履修の前提として要求される資質を一定程度評価する。同時に、受験者の資質を適確かつ客観的に判定するためには、様々な方法・観点による入学者選抜となるような工夫も重要であることから、法学既修者選抜においても、法学未修者選抜と同様の「その他の要素」による審査を行う。

法律科目のうち、憲法 100 点、民法 120 点、刑法 70 点、刑事訴訟法 50 点、商法 80 点、民事訴訟法 80 点であり、法律科目試験合計 500 点となる。これに、その他要素 40 点加わり、合計 540 点という配点での選抜を行う。

また、法学既修者選抜においても、法学未修者の場合と同様、評価の客観性を確保するため、まず、法律科目試験と「その他の要素」の審査のそれぞれによって、どのような能力を判定するのかを公表する。そして、法律科目試験に関しては、出題の趣旨について公表を行う。そのうえ、その出題・採点に際して配点や採点基準を明確にして客観的な判定が可能になるようにするとともに、可能な範囲で公表する。

(3) 法曹養成プログラム修了者を対象とする特別選抜の方法について

法学既修者試験のうち、大阪市立大学大学院法学研究科（これは大阪公立大学大学院法学研究科に承継される予定である）及び大阪市立大学法学部（これは大阪公立大学法学部に承継される予定である）の法曹養成連携協定第 2 条第 2 号に定める法曹養成プログラムを入学者選抜が実施される年度において修了する見込みの者を対象に、特別選抜（5 年一貫型教育選抜）を行う。

この特別選抜は、法曹養成プログラムの成績（その中には、必修科目である憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法および刑事訴訟法の科目の成績が含まれる）に加えて「その他の要素」の評価により合否判定を行う。「その他の要素」の審査は、自己評価書、語学能力を証明する書類および公的資格や特技を証明する書類について、将来的に法曹として活躍できるかという観点から、総合的に考慮する。

また、特別選抜においても、評価の客観性を確保するため、「その他の要素」の審査のそれぞれによって、どのような能力を判定するのかを可能な範囲で公表する。

ウ) 多様な学生の受入

本専攻は、法学以外の分野で専門教育を受けた者、あるいは社会人等としての経験を積んだ者などを幅広く受け入れるため、法学未修者選抜を設け、入学定員の3分の1をそこに割く。また、法学未修者選抜でも既修者選抜でも、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験および社会的活動(ボランティア活動など)の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本専攻での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部または大学院での成績、外国語の能力などを「その他の要素」として総合的に審査したうえで、その結果を得点化し、合格者判定に反映させる。

入学者選抜試験への出願者のうち、とりわけ実務等の経験を有する者(原則として1年以上学業以外の活動に従事する者)については、これを一律に合否判定において優遇するのではなく、上記の出願書類のうちの自己評価書や公的資格等証明書類等の審査を通して、その経験の実質を評価したうえで、それが本専攻での学修や将来の法曹としての活躍に役立つものであるかどうかという観点から、「その他の要素」の採点に加味する。

また、出願資格自体についても、「個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」には、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、公認会計士のうちいずれかの資格を取得し、出願時においてその資格に基づく3年以上の実務経験を有する者で、かつ、出願する年度の3月31日までに22歳に達するものが含まれることとする。この出願資格の認定にあたっては、公的な資格の証明書類および在職証明書(根拠となる資格により3年以上の実務経験を有する証明)の提出を求め、実務経験を適切に評価するよう努める。

以上のように、本専攻は、入学者受入に当たり、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努め、多様性を確保する。

1 2. 取得可能な資格

法科大学院課程の修了者には、司法試験法4条1項1号により、司法試験の受験資格が認められている。司法試験に合格することにより、弁護士、裁判官、検事となることができる。

1 3. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

該当なし。

1 4. 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

該当なし。

※資料7 新大学 新キャンパス整備に伴う校地（教育実施場所）遷移について

1 5. 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合

該当なし。

1 6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学では、平常時の面接による授業の実施を原則とするが、大学設置基準第25条第2項および本学の学則の規定に基づき、多様なメディアを高度に利用し、同時に双方向に行うことができる遠隔授業を実施できることすることから、カリキュラムの改善等により、多様なメディアを利用した授業が必要となった場合は、文部科学省の告示の要件等に基づき、実施するものとする。

1 7. 通信教育を行う課程を設ける場合

該当なし。

1 8. 管理運営

本専攻における教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員の人事その他運営に関する重要事項は、専攻会議において審議・決定される。また、本専攻に係る校務を司る機関として、専攻長がおかれ、また専攻長に事故あるときに備え、副専攻長1名が専攻会議において選出される。

専攻会議は、専任教員、みなし専任教員、兼任教員、および本学の雇用に関する規程等において「法曹実務教員」と称される実務家兼任教員から構成される。兼任教員は、本学法学研究科教員であって本専攻の授業を担当し、かつ本専攻の教育課程の編成その他の組織運営に関与すべき立場にあることから、専攻長が専攻会議の構成員として必要と認めた者である。

専攻会議は、原則として月1回開催されるが、必要に応じて臨時会議も開催される。専攻会議は、本専攻における教育活動のほか、人事、予算、その他法曹養成専攻の運営に関する重要事項を審議する任務と責任を負い、かつ権限を持つが、専攻会議にて決定された事項のうち重要なものは、法学研究科教授会においても審議・報告される。もっとも、教育方針等、本専攻の運営に関する重要事項を決定するのはあくまで専攻会議であって、法学研究科教授会においても専攻会議の決定が尊重される。

19. 自己点検・評価

大阪公立大学・大阪公立大学大学院設置の趣旨等を記載した書類参照

20 認証評価

ア) 認証評価を受ける計画等の全体像

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、5年に一度、認証評価機関による認証評価を受けている。直近のものとして、2018年度に大学改革支援・学位授与機構の認証評価を受け、同機構が定める法科大学院評価基準に適合している、との認証評価結果を得ており、次の認証評価は2023年度を予定している。

本専攻も、大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻同様に5年に一度、認証評価機関による認証評価を受けることから、本専攻としての認証評価は2026年度を予定している。

- ・2025年4月：専攻長、副専攻長、自己評価委員、法学研究科長で構成される「認証評価WG」を設置する。
- ・2025年5月～：大学改革支援・学位授与機構と評価実施方法等の協議
- ・2025年6月：次期認証評価に関する説明会に出席する。
- ・2025年8月：認証評価を申請する。

イ) 認証評価を受けるための準備状況

以下ウ)に示すとおり、2026年度の認証評価は大学改革支援・学位授与機構での受審を予定しており、本機構が公表する「法科大学院評価基準要綱等」に基づき、準備を進める。また、大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻の2023年度の認証評価結果により指摘事項等があれば、当然のことながら本専攻においても改善を図る。

本専攻では、これまでの認証評価の実績を踏まえ、2026年度の認証評価に先立ち、2024年度に第三者評価を受ける。このとき、本専攻において「第三者評価WG」を設置して取り組むことになる。具体的な作業は、第三者評価を受ける前年度である2023年度末に、専攻長、副専攻長、自己評価委員のほか、教務務員、入試委員、FD委員、図書委員が関連個所に関する自己評価を行う。

以上の作業が、認証評価を受審するための基礎をなす。認証評価を受ける前年度である2025年の早い段階において、専攻長、副専攻長、自己評価委員、法学研究科長で構成される認証評価WGを設置し、各関連委員による自己評価を進める。

ウ) 認証評価を確実に受けることの証明

認証評価を受ける予定の認証評価機関が、当該専門職大学院の認証評価を行う意思があること等を証する資料について添付する。

※資料8 認証評価機関が認証評価を行う意思があることを証する資料

2 1. 情報の公表

大阪公立大学・大阪公立大学大学院設置の趣旨等を記載した書類参照

2 2. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

学期ごとに、法曹養成専攻会議においてFD集会を実施する。FD集会では、必ず、授業アンケートの結果、授業アンケートに対する科目担当者各自のコメント、各科目における学生の成績状況等を資料にして、意見交換を行う。また、状況に応じて取り組むべき課題を提示し、効果的な教育方法について意見を交換する。

法学研究科 法曹養成専攻

設置の趣旨等を記載した書類 添付資料 (目次)

資料 1	定年退職する教員を特例として新大学で勤務する 教員として雇用する場合の取り扱いについて	P. 2
資料 2	法曹養成専攻における修了までのスケジュール表	P. 3
資料 3	履修モデル(法曹養成専攻)	P. 4
資料 4	大阪公立大学法学研究科研究倫理委員会規程(案)	P. 7
資料 5	教育課程連携協議会規程(案)	P. 10
資料 6	法学研究科法曹養成専攻自習室	P. 11
資料 7	新大学 新キャンパス整備に伴う校地(教育実施場 所) 遷移について	P. 13
資料 8	認証評価機関が認証評価を行う意思があることを 証する資料	P. 14
資料 9	カリキュラム・マップ	P. 15

定年退職する教員を特例として新大学で勤務する教員として
雇用する場合の取り扱いについて

令和 2 年 8 月 26 日 理事長決裁

(趣旨)

- 1 この要項は、特例として、新大学の完成年度までに定年退職する教員を雇用する場合の取り扱いについて定める。

(適用対象)

- 2 この要項の適用対象者（以下「本要項適用者」という。）は、新大学の完成年度までに定年退職する教員で、担当する授業科目の特性等から同一専門分野の後任を直ちに確保することが困難である等理事長が特に必要と認める者とする。

(定年退職後雇用する場合の身分等)

- 3 本要項適用者を雇用する場合の身分は特任教員とし、当該本要項適用者が担当する学部・学域・研究科において教育研究を行う。

(任期)

- 4 本要項適用者の任期は、当該本要項適用者が担当する学部・学域・研究科の完成年度までとする。

(その他)

- 5 本要項適用者の任期以外の事項については、本要項の適用を受けない特任教員と同様とする。

附 則

この要項は、令和 2 年 8 月 26 日から施行する。

法曹養成専攻における修了までのスケジュール表

		学生	指導教員
1 年 次	4月	法曹養成専攻入学、1年次前期必修科目・選択科目等の履修開始	履修等につき適宜面談・指導
	8月	前期必修科目・選択科目等の定期試験受験	成績結果等につき適宜面談・指導
	10月	1年次後期必修科目・選択科目等履修開始	履修等につき適宜面談・指導
	2月	後期必修科目・選択科目等の定期試験受験	成績結果等につき適宜面談・指導
2 年 次	4月	法曹養成専攻入学、2年次前期必修科目・選択科目等の履修開始	履修等につき適宜面談・指導
	8月	前期必修科目・選択科目等の定期試験受験	成績結果等につき適宜面談・指導
	10月	2年次後期必修科目・選択科目等履修開始	履修等につき適宜面談・指導
	2月	後期必修科目・選択科目等の定期試験受験	成績結果等につき適宜面談・指導
3 年 次	4月	法曹養成専攻入学、3年次前期必修科目・選択科目等の履修開始	履修等につき適宜面談・指導
	8月	前期必修科目・選択科目等の定期試験受験	成績結果等につき適宜面談・指導
	10月	3年次後期必修科目・選択科目等履修開始	履修等につき適宜面談・指導
	2月	後期必修科目・選択科目等の定期試験受験	成績結果等につき適宜面談・指導
	3月	法曹養成専攻修了	司法試験受験に向けて適宜面談・指導

* 以上は法曹養成専攻を3年間で修了することを前提とする「未修者」に関するスケジュール。法曹養成専攻を2年間で修了することを前提とする「既修者」については、上記の表のうち「1年次」が省略されることとなる。

履修モデル（法曹養成専攻）

【人材像：企業の法的ニーズに応えられる法曹】

科目区分	1年次		2年次		3年次		単位 合計
	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	
法律基本科目	人権の基礎理論	3	行政活動と法	2	商法理論の展開	2	
	統治の基本構造	2	公法総合演習A(憲法訴訟論)	2			
	民法A(総則・物権総論)	4	公法総合演習B(行政救済論)	2			
	民法B(債権総論)	2	民法F(家族法の基礎)	2			
	民法C(契約法)	2	民法総合演習A	2			
	民法D(法定債権)	2	民法総合演習B	2			
	民法E(担保法)	2	商法総合演習A(企業組織法)	2			
	商法(企業組織法)	4	商法総合演習B(企業取引法)	2			
	民事訴訟法1(判決手続の基礎)	4	民事訴訟法2(複雑な訴訟・上訴)	2			
	刑法第1部A(総論・犯罪論および刑罰論の基礎)	2	民事訴訟法総合演習	2			
	刑法第1部B(総論・犯罪論の展開)	2	刑法総合演習	2			
	刑法第2部(各論)	2	刑事訴訟法総合演習	2			
	刑事訴訟法	2					
	法律実務基礎科目			法曹倫理	2	法文書作成	2
			民事訴訟実務の基礎	2	中小企業向け法律相談	2	
					弁護実務基礎論(ロイヤリングを中心に)	2	
					民事模擬裁判	2	
				刑事訴訟実務の基礎	2		
基礎法学・隣接科目	中国法	2					
	英米法	2					
展開・先端科目			経済法1	2	金融・保険法	2	
			知的財産法A	2	知的財産法B	2	
			倒産法1	2	知的財産法演習	2	
			国際民事手続法	2	中小企業法	2	
					民事執行・保全法	2	
				倒産法2	2		
合計		37		36		24	97

(注)科目名欄の下線は必修科目を示す。

履修モデル（法曹養成専攻）

【人材像：社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹】

科目区分	1年次		2年次		3年次		単位 合計
	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	
法律 基本 科目	人権の基礎理論	3	行政活動と法	2	公法理論の展開	2	
	統治の基本構造	2	公法総合演習A(憲法訴訟論)	2			
	民法A(総則・物権総論)	4	公法総合演習B(行政救済論)	2			
	民法B(債権総論)	2	民法F(家族法の基礎)	2			
	民法C(契約法)	2	民法総合演習A	2			
	民法D(法定債権)	2	民法総合演習B	2			
	民法E(担保法)	2	商法総合演習A(企業組織法)	2			
	商法(企業組織法)	4	商法総合演習B(企業取引法)	2			
	民事訴訟法1(判決手続の基礎)	4	民事訴訟法2(複雑な訴訟・上訴)	2			
	刑法第1部A(総論・犯罪論および刑罰論の基礎)	2	民事訴訟法総合演習	2			
	刑法第1部B(総論・犯罪論の展開)	2	刑法総合演習	2			
	刑法第2部(各論)	2	刑事訴訟法総合演習	2			
	刑事訴訟法	2	刑事法総合演習	2			
	法律 実務 基礎 科目			法曹倫理	2	法文書作成	2
			民事訴訟実務の基礎	2	弁護実務基礎論(ロイヤリングを中心に)	2	
					刑事訴訟実務の基礎	2	
					刑事模擬裁判	2	
基礎 法学 ・ 隣 接 科 目	法社会学	2	法哲学	2			
展 開 ・ 先 端 科 目	刑事政策	2	社会保障法	2	労働法B	2	
			労働法A	2	倒産法2	2	
			環境法	2			
			倒産法1	2			
			国際家族法	2			
			国際人権法	2			
			消費者法	2			
合計		37		46		14	97

(注) 科目名欄の下線は必修科目を示す。

履修モデル（法曹養成専攻）

【人材像:グローバル化に伴う法的ニーズに応えられる法曹】

科目区分	1年次		2年次		3年次		単位 合計
	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	
法律基本科目	人権の基礎理論	3	行政活動と法	2	商法理論の展開	2	
	統治の基本構造	2	公法総合演習A(憲法訴訟論)	2			
	民法A(総則・物権総論)	4	公法総合演習B(行政救済論)	2			
	民法B(債権総論)	2	民法F(家族法の基礎)	2			
	民法C(契約法)	2	民法総合演習A	2			
	民法D(法定債権)	2	民法総合演習B	2			
	民法E(担保法)	2	商法総合演習A(企業組織法)	2			
	商法(企業組織法)	4	商法総合演習B(企業取引法)	2			
	民事訴訟法1(判決手続の基礎)	4	民事訴訟法2(複雑な訴訟・上訴)	2			
	刑法第1部A(総論・犯罪論および刑罰論の基礎)	2	民事訴訟法総合演習	2			
	刑法第1部B(総論・犯罪論の展開)	2	刑法総合演習	2			
	刑法第2部(各論)	2	刑事訴訟法総合演習	2			
	刑事訴訟法	2					
法律実務基礎科目			法曹倫理	2	法文書作成	2	
			民事訴訟実務の基礎	2	弁護実務基礎論(ロイヤリングを中心に)	2	
					民事模擬裁判	2	
					刑事訴訟実務の基礎	2	
基礎法学・隣接科目	中国法	2			ドイツ法	2	
	英米法	2					
展開・先端科目			国際法	2	国際取引法	2	
			国際経済法	2	国際人権法	2	
			国際家族法	2	国際民事手続法	2	
			国際財産法	2	金融・保険法	2	
			経済法1	2	環境法	2	
合計		37		38		22	97

(注)科目名欄の下線は必修科目を示す。

大阪公立大学法学研究科研究倫理委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪公立大学法学研究科において行われる、人を直接の対象とする研究において、「大阪公立大学倫理綱領」および「大阪公立大学『人を対象とする研究』倫理規準」に則った倫理的配慮を図るため、大阪公立大学法学研究科研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設置するとともに、その組織および運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- 一 研究科長
- 二 副研究科長（法曹養成専攻長を除く。）
- 三 法学研究科人権問題委員1名

2 研究科長は、必要があると認めるときは、法学研究科の教員から委員を推薦することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長をもってあてる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 審査対象となる研究に関わる委員は、当該研究計画の審査および議決に加わることはできない。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。
- 5 委員会の議事は記録を作成し、保存するものとする。
- 6 委員会は非公開とする。委員および前項に規定する者は、職務上知り得た情報を

正当な理由なく他人に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる、人を直接の対象とする研究を審査対象として、その研究計画等の審査を行う。

- 一 法学研究科の専任教員が行う研究
- 二 法学研究科の特任教員が行う研究
- 三 法学研究科の大学院生、研究生が法学研究科の専任教員の指導の下に行う研究

2 委員会は、研究における倫理のあり方について審議する。

(審査手続)

第7条 委員会は、前条第1号および第2号については当該研究を行う教員の、第3号については当該研究を行う者の指導教員（以下、「申請者」という。）の申請に基づき、審査を行う。

2 前項の申請は、研究計画等を、別に定める書式により委員長に提出して行う。

(審査の観点)

第8条 審査は申請書に記載されている研究計画等の内容を対象に、次の各号に掲げる点に留意して行う。

- 一 研究の対象となる個人の人権の擁護
- 二 研究の対象となる個人に理解と同意を得る方法
- 三 研究によって生ずる個人・団体に対する不利益ならびに危険性
- 四 研究がもたらす学術的貢献

(判定)

第9条 審査に基づく研究計画等の承認の可否の判定は、出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。

(審査結果)

第10条 委員長は、審査終了後速やかに審査結果を申請者に通知しなければならない。

(研究計画等の変更)

第11条 申請者は、承認された研究計画等を大幅に変更しようとするときは、遅滞なく委員長に届け出なければならない。

2 委員長は、前項の届出について、必要があると認めるときは、当該変更にかかる研究計画等について、改めて審査の手続をとることができる。

(研究の変更、中止)

第12条 申請者は、研究対象者に危険や不利益が生じた場合には、速やかに委員長

に報告しなければならない。

- 2 委員長は、前項の報告を委員会の審議に付し、その議を経て、当該研究の変更、中止その他必要な事項について決定する。

(異議申し立て)

第13条 申請者は、第10条に定める審査結果および前条に定める研究の変更、中止にかかる決定に異議のあるときは、理由書を添えて委員長に再審査を求めることができる。

(研究実施報告書)

第14条 委員会は、必要があると認めるときは、申請者に研究の実施状況について報告を求めることができる。

- 2 申請者は、前項の求めがあるときは、研究終了後、速やかに研究の終了と結果の概要を報告しなければならない。

(公表)

第15条 委員会は、第6条第5項の記録のうち、議事要旨を公表することができる。ただし、研究対象者の人権、研究の独創性または知的財産権の保護のため、非公開とすることが必要な部分については、この限りではない。

教育課程連携協議会規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第6条の2第1項の規定に基づき、大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下「本専攻」という。）の教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（組 織）

第2条 協議会は、以下の各号に掲げる委員をもって構成し、かつ、委員の過半数は、大阪公立大学の教職員以外の者とする。ただし、本専攻の決議により、(3)及び(4)に掲げる者については置かないことができる。

- (1) 法曹養成専攻会議（以下「専攻会議」という。）の構成員の中から専攻会議により選出された者
- (2) 専攻会議により選出された、法曹としての実務の経験を有する者
- (3) 専攻会議により選出された、地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- (4) 専攻会議により選出された、大阪公立大学の教職員以外の者

（任 期）

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（任 務）

第4条 協議会は、以下の事項について審議し、本専攻の専攻長に意見を述べるものとする。

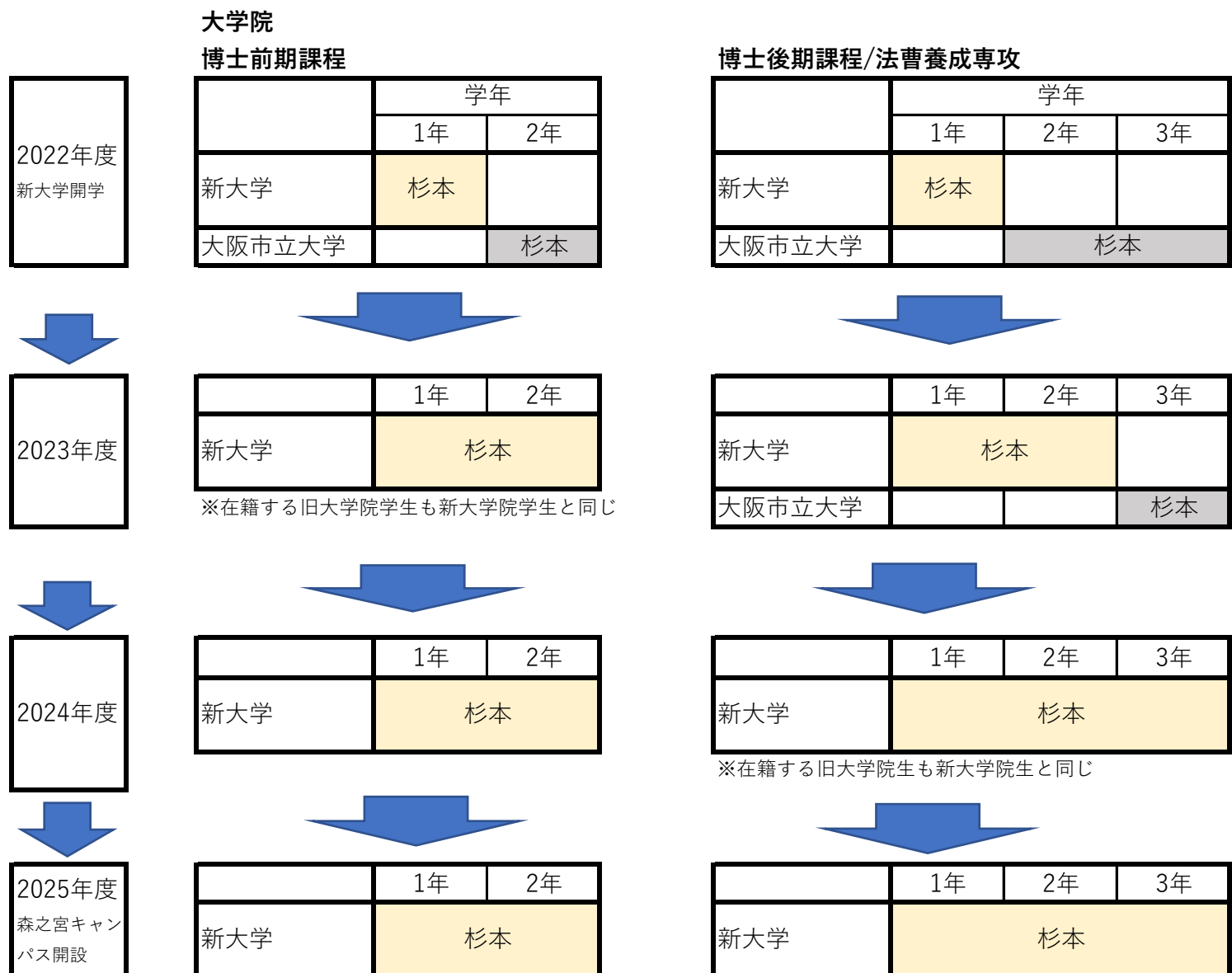
- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
- (3) その他前2号に関する事項

（施行の細目）

第5条 この規程の施行について必要な事項は、協議会の議を経て専攻会議で定める。

法学研究科キャンパスの遷移(法科大学院を含む)

新大学 新キャンパス整備に伴う校地（教育実施場所）遷移について



支学機構評支第 4 7 号
令和 2 年 9 月 2 5 日

公立大学法人大阪理事長
西 澤 良 記 殿

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長
福 田 秀 樹



法科大学院認証評価（本評価）の実施について

令和 2 年 9 月 1 6 日付け文書で依頼のありました標記の件については、令和 4 年 4 月に貴法人において大阪市立大学及び大阪府立大学を統合し新設する大学に設置予定の専門職大学院設置基準第 1 8 条に規定される法科大学院に対して、同大学からの申請に基づき、学校教育法第 1 0 9 条第 3 項に規定される認証評価を当機構が実施します。

【本件担当】

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
評価事業部評価支援課

法科大学院評価係 渡邊

TEL:042-307-1631/ FAX:042-307-1558

Mail:houka@niad.ac.jp

【設置の趣旨・必要性】

現代社会の縮図である都市には、一方にはグローバル化した社会経済体制のアクターとして活躍する市民が、他方には貧困問題に象徴される社会的底辺に置かれた市民が存在する。このような複雑な利益対立が生じる都市とそれを中軸として形成される現代社会においては、都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成が必要である。大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、大阪市域に設置される唯一の法科大学院として、真のプロフェッションとしての法曹、すなわち、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神、リーダーシップを発揮し法実務の発展を担う意欲、実定法の技術的な解釈に終始することなく現にある法を相対化し批判的に検討する能力、人間への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止める豊かな人間性、社会的責任の自覚と公益的業務に積極的に取り組む意欲を備えた法曹を養成することを、その理念・目的とする。

【養成する人材像】

- ①複雑化かつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないよう的確なアドバイスを提供することのできる法曹
- ②日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる法分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接し、公益的活動に積極的に取り組む法曹
- ③経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる法曹

